

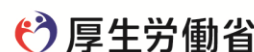
～偽装請負とならないために～

請負適正化セミナー

〈指導事例編〉

複製禁止

2025年8月20日・8月25日



静岡県労働局

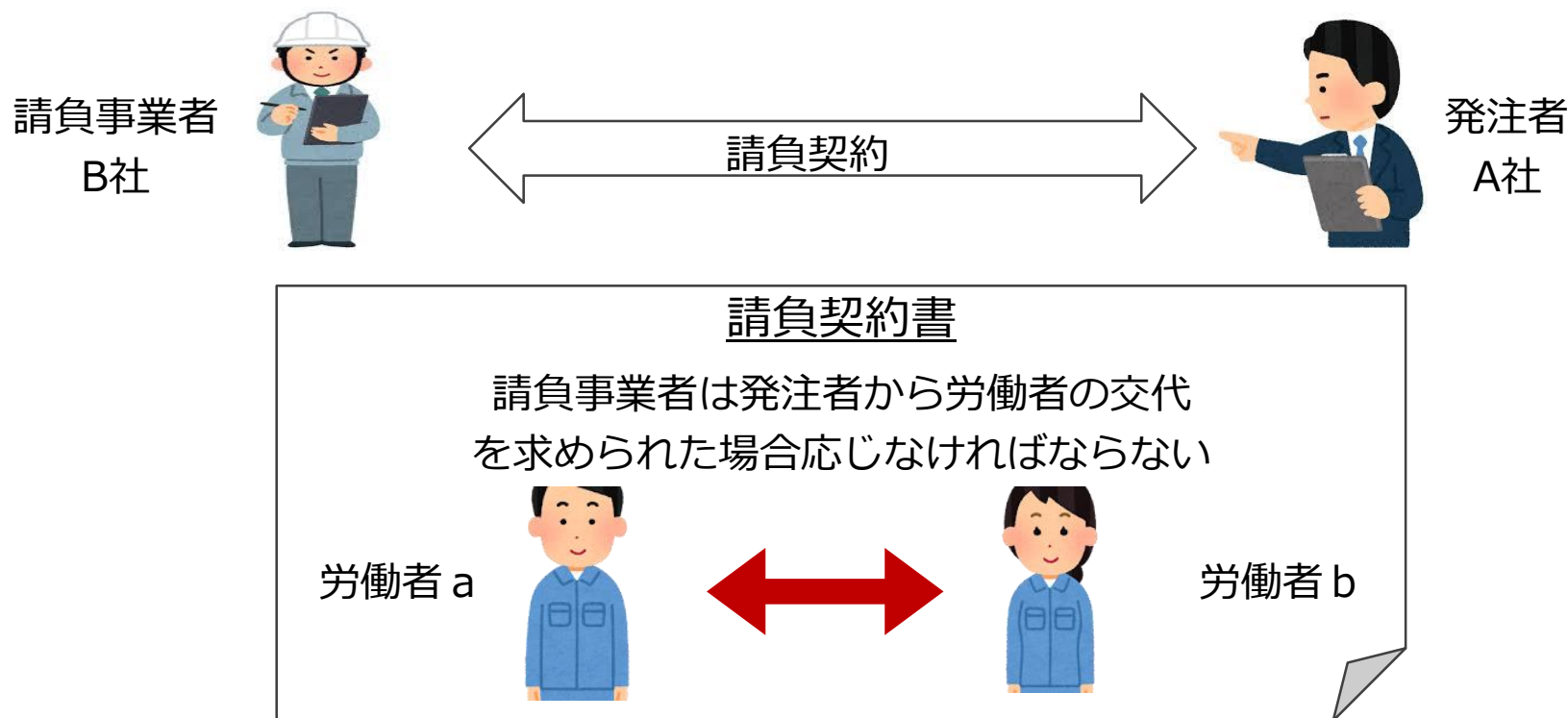
職業安定部 需給調整事業課

CONTENTS

■ 事例1	請負契約書-----	2
■ 事例2	請負労働者の配置等-----	4
■ 事例3	朝礼・ミーティング等-----	6
■ 事例4	清掃業務-----	8
■ 事例5	車両の誘導・整理業務-----	10
■ 事例6	倉庫内のピッキング業務-----	12
■ 事例7	製造業務-----	14
■ 事例8	封緘業務-----	16
■ 事例9	窓口業務-----	18

事例1 請負契約書

✓ A社がB社の労働者の交代を決定することができるか？



労働者の**配置等の決定、変更**を自ら行うこと

事例1 請負契約書

■ 現 状

請負契約書に「発注者 A 社が請負事業者 B 社の労働者が業務遂行上不適当と認めた場合で、請負事業者 B 社に対し当該労働者の交代を求めた場合、請負事業者は当該求めに応じなければならない。」と定めていた。

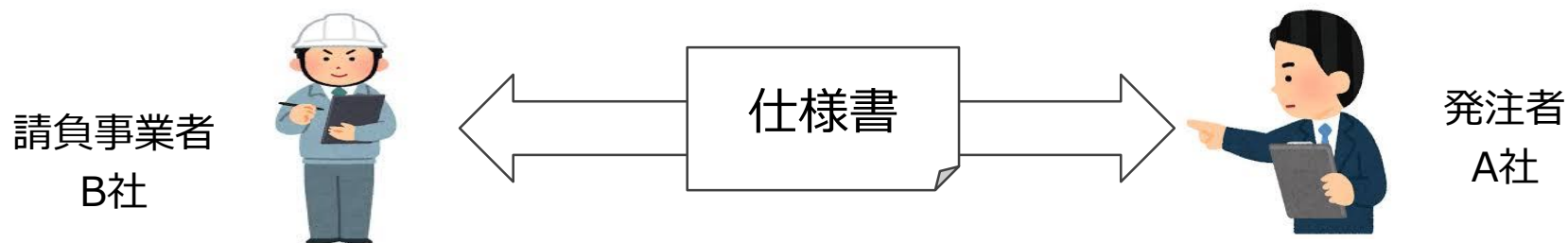
■ 問題点

当該請負契約書の記載内容のとおり労働者の交替を求めた場合、B 社が自ら行うべき請負労働者の配置等の決定及び変更について、A 社が実質的に決定することになり、37号告示 1－（3）② を満たさない。

■ 改善点

過去、請負契約書に基づく交代を求めたことはなかったが、「交代を求めた場合・・・ 応じなければならない。」を「請負業務の遂行状況について協議を申し入れることができる。」に改め、B 社の労働者への対応（問題点における注意指導や配置換えを含む配置等の決定）は、あくまでも B 社の判断に委ねられることを A 社 B 社間で確認した。

事例2 請負労働者の配置等 ✓ A社がB社の配置決定に関与？



- 統括責任者
経験5年以上
又はA社がそれに見合う能力があると認めた者



- 労働者
10名
経験3年以上又はA社がそれに見合う能力があると認めた者を10名以上配置



労働者の**配置等の決定、変更**を自ら行うこと

事例2 請負労働者の配置等

■ 現 状

仕様書に「請負事業者B社は、経験年数5年以上又は発注者A社がそれに見合う能力があると認めた者の中から統括責任者を選任し、・・・」、「経験年数3年以上又はA社がそれに見合う能力があると認めた労働者を10名以上配置すること。」と定め、運用していた。

■ 問題点

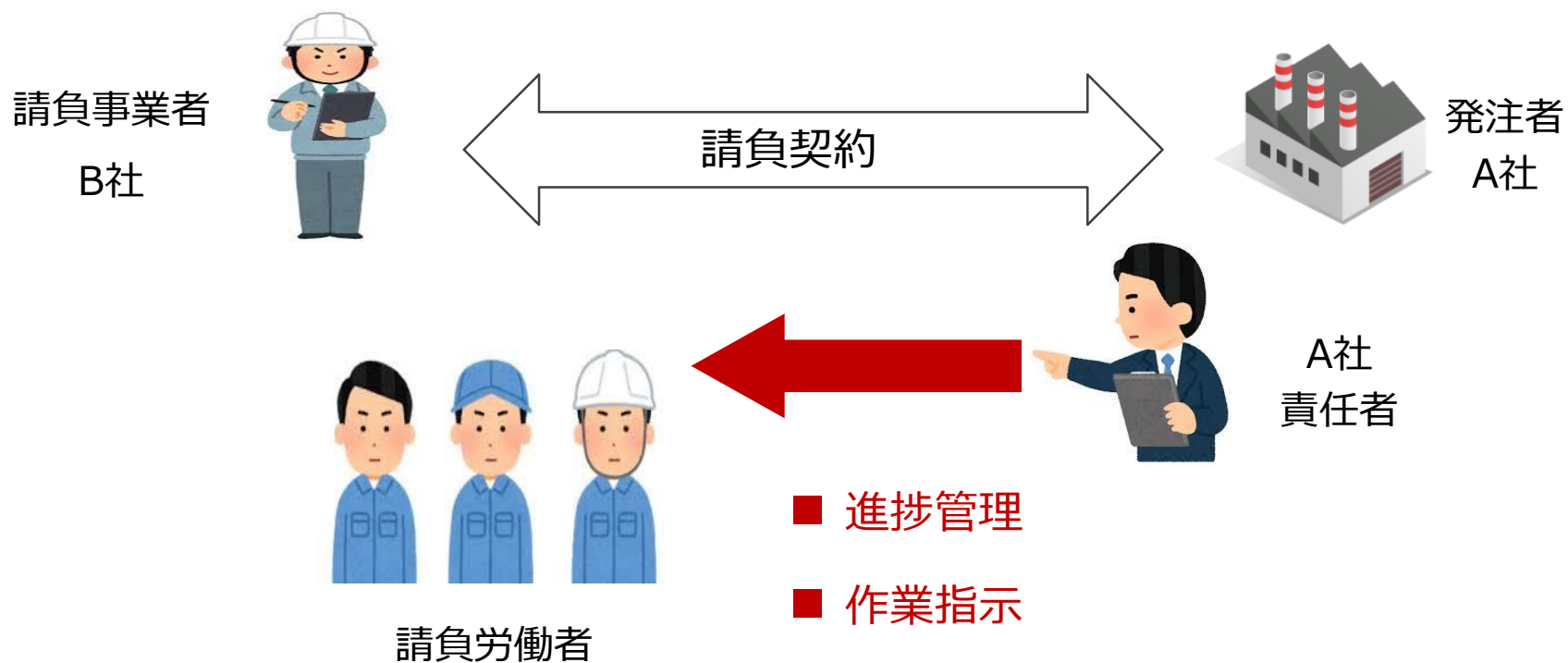
B社の**請負労働者の配置等の決定にA社が関与**していることが明らかであり、37号告示1－(3)②を満たさない。

■ 改善点

経験年数等の要件や配置人数に係る部分は、入札参加条件で示した基準をそのまま引用したものであったが、**B社の労働者の配置等の決定及び変更はB社が自ら行う**ものであることをA社B社間で確認のうえ、当該部分を削除し、運用もやめた。

事例3 朝礼・ミーティング等

✓ B社は業務遂行を独立に行っている？



業務遂行の**指示、管理**を自ら行うこと

事例3 朝礼・ミーティング等

■ 現 状

発注者 A 社が発注したシステム開発業務において、毎朝A社の労働者及び請負事業者 B 社の労働者が合同で、ミーティングを実施している。

ミーティング時に、A社の責任者が作業の進捗管理を行い、作業の緩急や指示を行っている。

■ 問題点

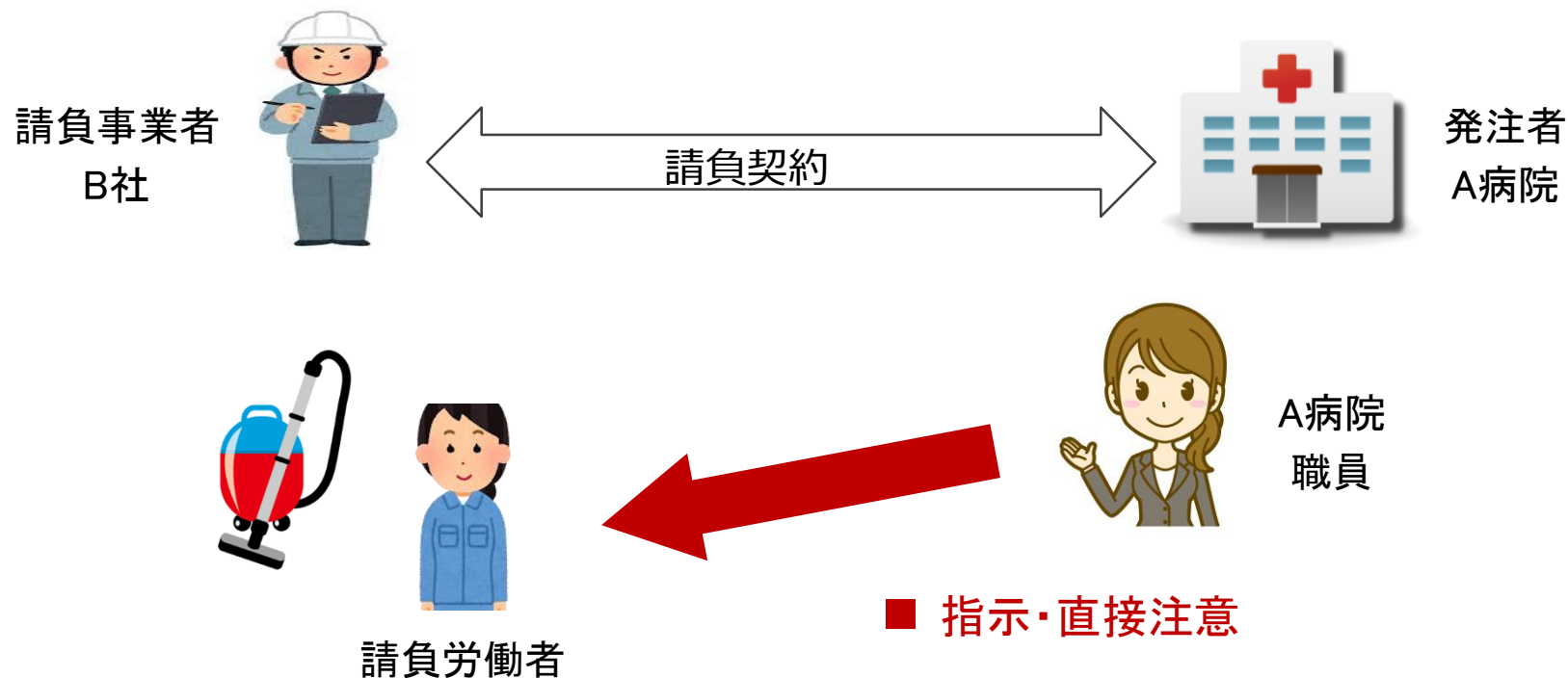
毎朝のミーティングにおいて、A社の責任者が進捗管理を行い、**B社の労働者に対して直接、作業の指示**を行っており、**B社は業務の遂行に関する指示・管理を自ら行っていない**ため、37号告示1－（1）を満たさない。

■ 改善点

毎朝のミーティングにおいて、A社及びB社の労働者は必要な情報の共有のみを行い、A社労働者からB社労働者に対して、進捗管理や作業の指示が行われない体制に改善した。

事例4 清掃業務

✓ B社は業務遂行を独立に行っている？



業務遂行の**指示、管理**を自ら行うこと

事例4 清掃業務

■ 現 状

発注者 A 病院が発注した院内の清掃業務において、病院の職員が請負事業者 B 社の労働者に清掃場所の順番を直接指示したり、来院者の苦情（雨のため、入口付近の床が滑りやすい等）を受けた病院の職員が、B 社の労働者を呼びつけ、入口付近をもっと丁寧に拭き取るよう直接注意をし。

■ 問題点

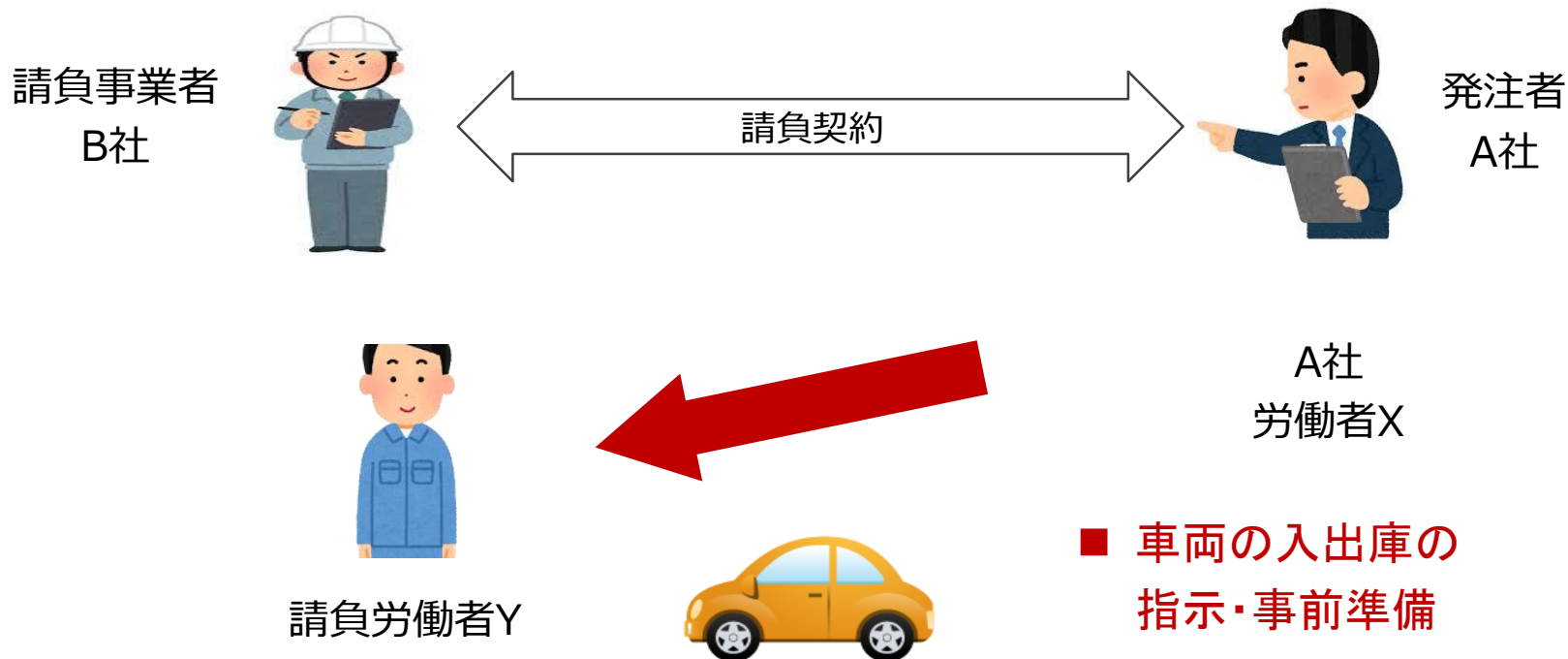
A 病院の職員が B 社の労働者に作業の順番を直接指示しており、B 社は業務の遂行に関する指示を自ら行っていない。また、A 病院の職員が B 社の労働者に直接注意する行為は、更に行き過ぎたものであり、いずれも37号告示1－（1）を満たさない。

■ 改善点

最優先で清掃が必要な場所における特段の状況（トイレが詰まって流れない等）や苦情の内容等を B 社の管理責任者へ報告するまでに留め、その後の請負業務に関する業務の優先順位等の判断は、B 社に任せることとした。

事例5 車両の誘導・整理業務

✓ B社は業務遂行を独立して行っている？



業務遂行の**指示、管理**を自ら行うこと

事例5 車両の誘導・整理業務

■ 現 状

発注者 A 社の敷地内での車両の誘導・整理業務を請け負っている請負事業者 B 社は、自社の請負労働者 Y に対して、A 社の社員の指示の下で誘導・整理業務に従事させていた。

■ 問題点

A 社敷地内では、A 社の社員がインカム（無線機）を使って、搬入される車両の整理について、請負労働者 Y に細かく指示をしていた。

B 社の請負業務に先立って、A 社の社員が請負労働者 Y にインカムにて事前に搬入車両の車種等により整理の方法を指示したり、整理状況の確認を行っていることから、B 社が業務の遂行に関する指示を自ら行っているとまでは認められず、37号告示 1－（1）を満たさない。

■ 改善点

A 社の社員からのインカムによる指示を中止し、B 社の労働者が A 社の社員から指示を受けずに業務の遂行ができる体制に変更。

事例6 倉庫内のピッキング業務

✓ B社とC社は業務遂行を独立して行っている？

A社倉庫



請負事業者
B社



委託契約



発注者 A社

B社 C社相互の応援体制

■ B社→C社、C社→B社に指示



B社の労働者X



C社の労働者Y

OK

NG

OK



B社の管理責任者



C社の管理責任者

委託契約



請負事業者 C社



業務遂行の**指示、管理**を自ら行うこと

事例6 倉庫内のピッキング業務

■ 現 状

発注者A社は、倉庫内でのピッキング業務につき、一部は自社で行い、それ以外を請負事業者B社と請負事業者C社の2社に業務委託している。

B社とC社の管理責任者は、時間外労働の削減等の目的から、日常的に相互間で自社の請負労働者に相手からの依頼を受けて業務を応援させたり、また、相手の請負労働者に応援を依頼して自社の業務に従事させており、A社はそのことを黙認していた。

■ 問題点

応援の受入れにより、B社の管理責任者はC社の労働者Yに、C社の管理責任者はB社の労働者Xに対し、応援を要する業務に係る指示を出しており、37号告示1－（1）を満たさない。

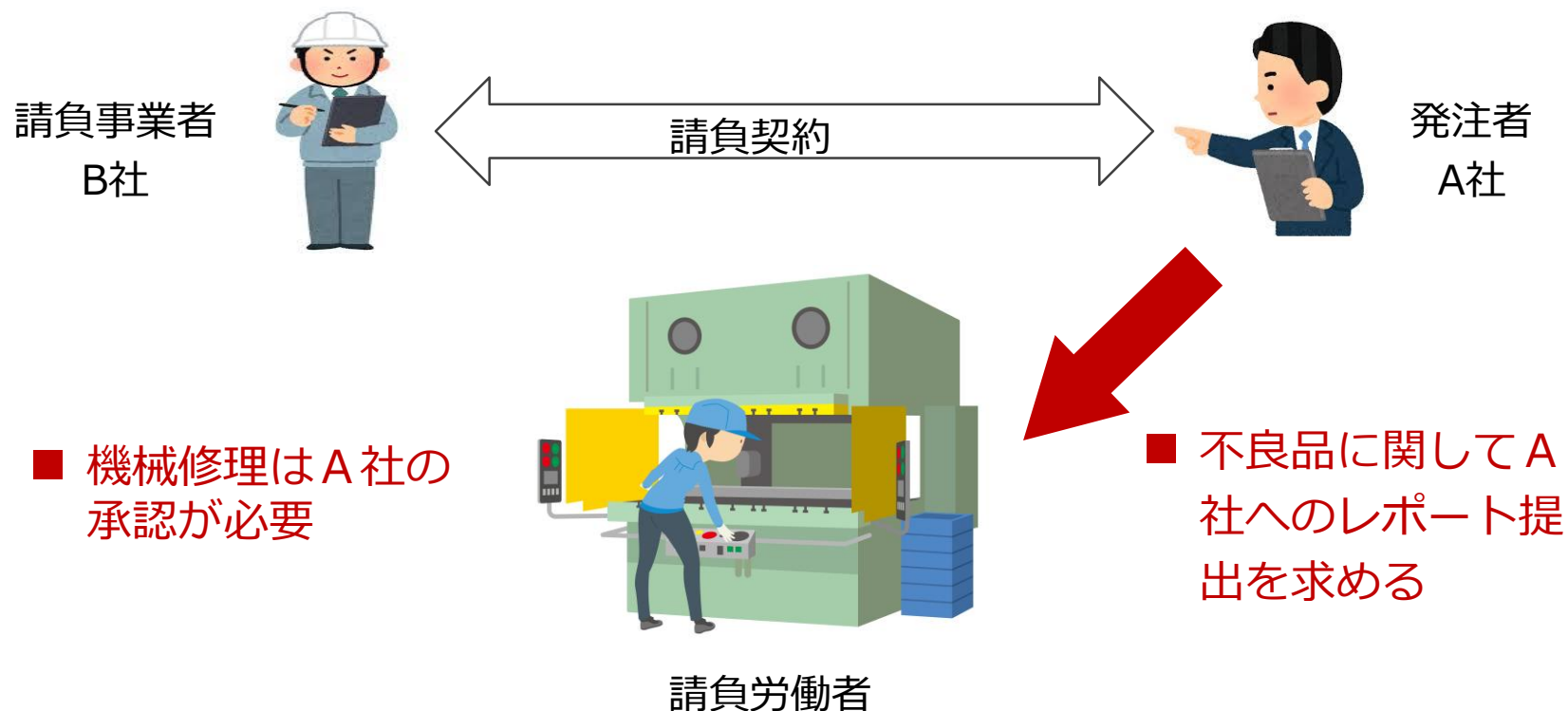
■ 改善点

A社B社間では、業務量を見直し、業務の一部をA社が自ら行うこととし、請負業務の範囲を縮小した請負契約を締結し直した。

C社は、自社の業務について、他社に応援を求めず、時間外となっても 自社で業務を完了させることを再確認した。

事例7 製造業務

✓ B社は業務遂行を独立に行っている？



✗ 業務遂行の**指示、管理**を自ら行うこと

事例7 製造業務

■ 現 状

発注者 A 社は請負事業者 B 社との間で、電気接続部品の組立・プレス業務等の請負契約及び B 社に使用させる器材の賃貸借契約を締結したが、

1. プレス機械の故障時の修復等は A 社の承認を受けてからでなければ B 社は修理を行えず（作業が再開できず）、
 2. 不良品が一定数発生した場合、A 社の社員が B 社の労働者に対し、その原因を聴取したり、レポートを提出させていた。
-

■ 問題点

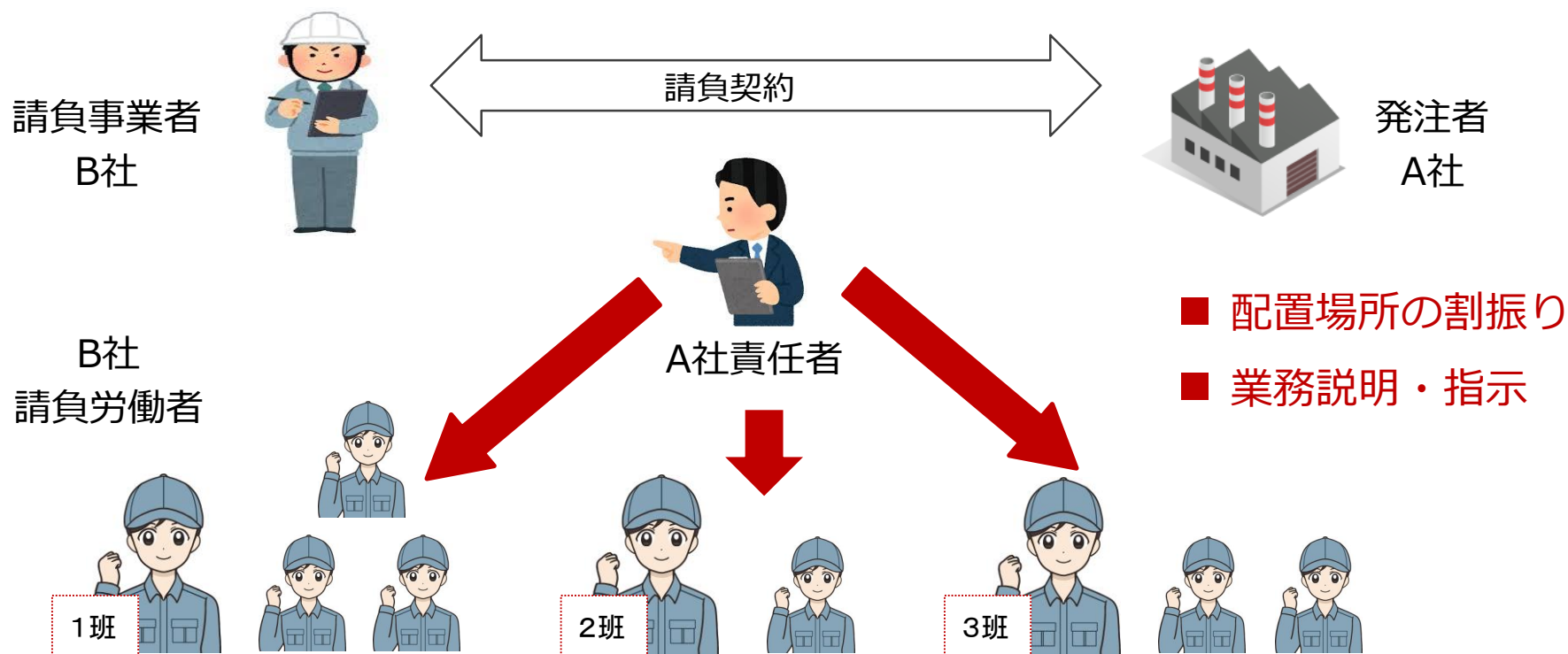
上記 1・2 とも、請負事業者が業務遂行に係る管理を自ら行っているとまでは認められず、37号告示 1－（1）を充たさないため、請負として適正ではない。

■ 改善点

- 1 については、修理等の判断は B に任せることとし、
- 2 については、管理責任者を通じて労働者に聴取し報告する体制に改善した。

事例8 封緘作業

✓ B社は業務遂行を独立に行っている？



業務遂行の**指示、管理**を自ら行うこと

労働者の**配置決定**を自ら行うこと

事例8 封緘作業

■ 現 状

発注者 A 社は、請負事業者 B 社との間で、商品の封緘等の手加工作業等の請負契約を締結したが、A 社で業務を班分けしており、

1. A 社責任者が、B 社請負労働者に関する班分けの配置（作業場所及び作業内容の振り分け）及び進捗状況による配置の変更を行っている。
 2. 毎朝のミーティングにおいて、A 社の各班長が作業内容の説明や指示を行い、A 社労働者と B 社請負労働者が混在して作業を行っている。
-

■ 問題点

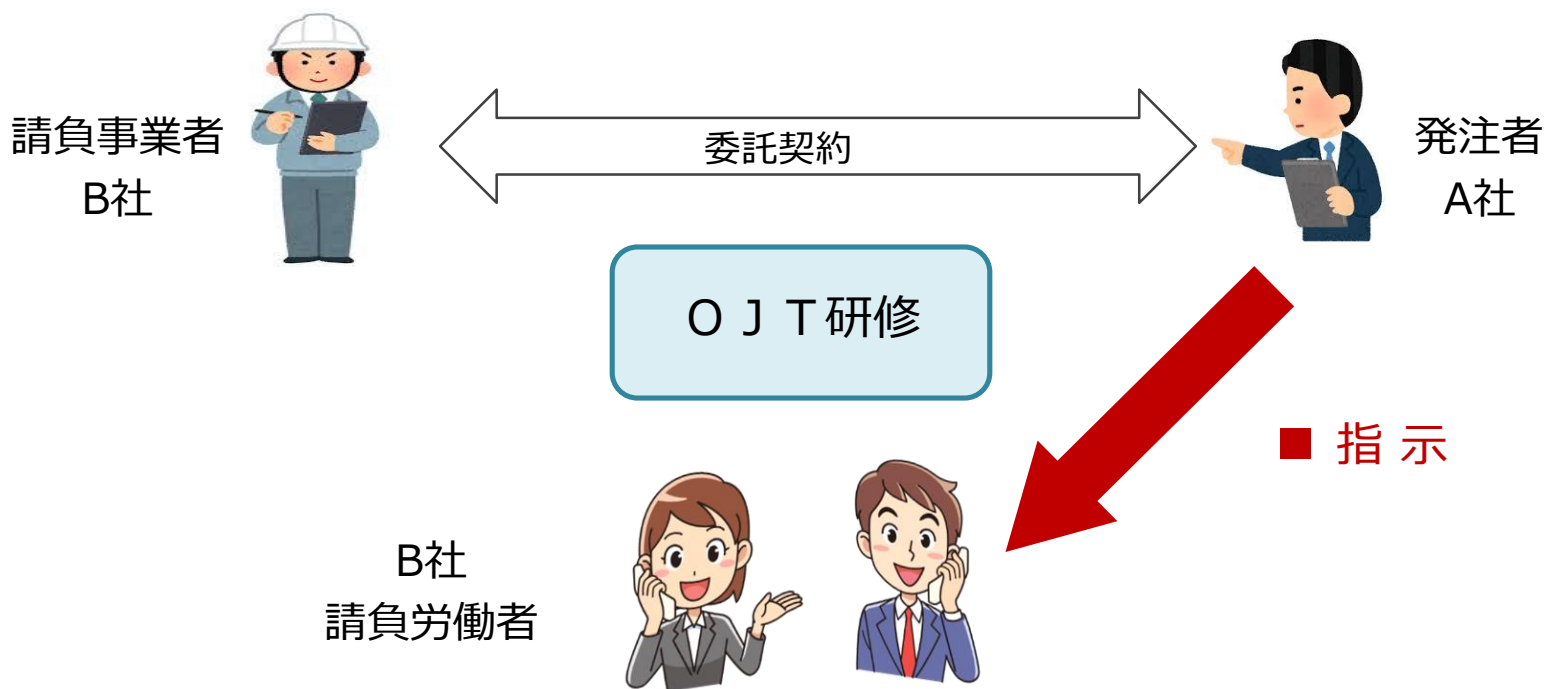
A 社労働者が B 社請負労働者の配置及び変更を行っており、また毎朝のミーティングにおいて A 社労働者が B 社労働者に作業指示等を行っており、A・B 社の労働者が混在して作業を行っていることは、B 社は、業務の遂行に関する指示や、労働者の配置・変更を自ら行っているとは認められず、37号告示 1－（1）及び 1－（3）②を満たさない。

■ 改善点

各班に振り分けられていた B 社請負労働者を、一か所の独立した場所に集めて請負作業を分割した。また、必要なミーティングは A 社 B 社の管理責任者間のみで行うこととした。

事例9 窓口業務

✓ A市がB社の労働者に直接指示？



業務遂行の**指示、管理**を自ら行うこと

単に**労働力を提供**するものではないこと

事例9 窓口業務

■ 現 状

発注者 A 市は市民課の窓口業務を請負事業者 B 社に委託したが、B 社は窓口業務についての経験が浅かったため、研修期間（O J T 研修）と称し、A 市の職員の指揮命令のもと、B 社請負労働者を窓口業務に従事させていた。

■ 問題点

A 市の職員が B 社請負労働者に直接指示を行っており、又、A 市の職員も当該窓口業務を行っていた。B 社は業務の遂行に関する指示を自ら行っておらず、又、B 社の専門性も認められず、37号告示 1－（1）及び 2－（3）②を満たさない。

■ 改善点

B 社請負労働者が専門的能力を身に付けるまで、O J T による研修期間が必要と判断されたことから、当該期間を委託業務から除外し、A 市と B 社の間で労働者派遣契約を締結した。